

大規模水害時自主的広域避難補助金交付事務に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と株式会社近畿日本ツーリスト首都圏（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江東5区（墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区）が広域避難を呼びかける情報を発令し、かつ甲が江戸川区大規模水害時自主的広域避難補助金（以下「補助金」という。）の適用を公表した場合（以下「補助金交付決定時」という。）において、甲が乙の協力を得て、江戸川区民に対し交付する補助金の事務手続を円滑に実施することを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲は、補助金交付決定時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

- （1）補助金交付申請書類の郵送受付、審査及び給付に係る事務
- （2）補助金交付事務に係るコールセンターの設置
- （3）補助金振込データの作成及び提出
- （4）補助金交付事務に係る各種通知の作成、印刷及び郵送
- （5）補助金交付事務局の運営管理
- （6）その他補助金交付に係る甲の指定する業務

（費用負担）

第3条 甲は、第2条の規定による業務に要した費用を乙に支払うものとし、費用の額については、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも本協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年8月11日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
株式会社近畿日本ツーリスト首都圏
代表取締役社長 大原 浩